

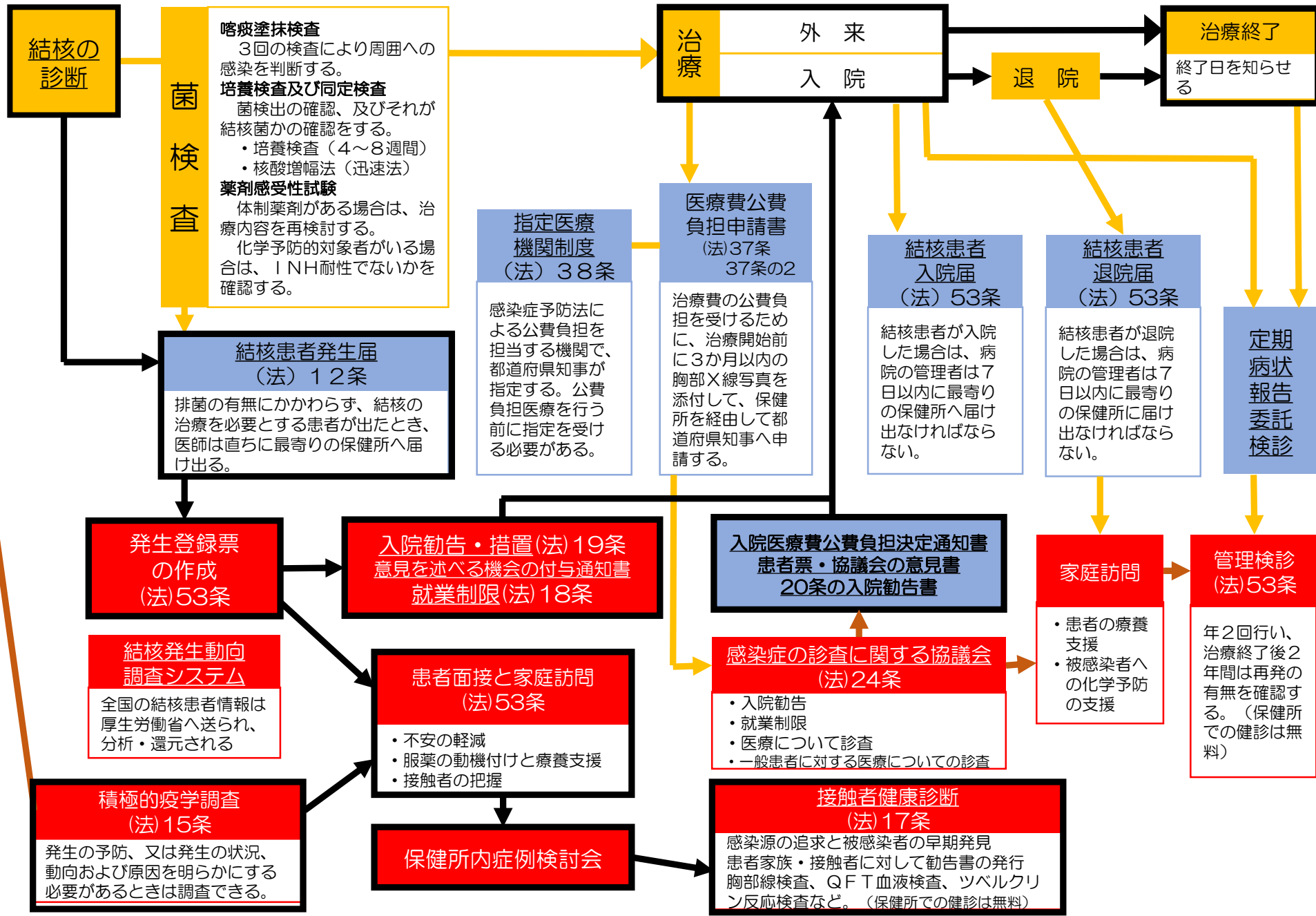
結核発生届が出されてから
保健所での対応のフローチャート

(法): 感染症法

平成30年1月
小樽市保健所

医療機関

保健所



結核の診断

菌検査

喀痰塗抹検査
3回の検査により周囲への感染を判断する。
培養検査及び同定検査
菌検出の確認、及びそれが結核菌かの確認をする。
・培養検査(4~8週間)
・核酸増幅法(迅速法)
薬剤感受性試験
体制薬剤がある場合は、治療内容を再検討する。
化学予防的対象者がいる場合は、INH耐性でないかを確認する。

結核患者発生届 (法) 12条
排菌の有無にかかわらず、結核の治療を必要とする患者が出たとき、医師は直ちに最寄りの保健所へ届け出る。

治療
外来
入院

退院

治療終了
終了日を知らせる

指定医療機関制度 (法) 38条

感染症予防法による公費負担を担当する機関で、都道府県知事が指定する。公費負担医療を行う前に指定を受ける必要がある。

医療費公費負担申請書 (法) 37条 37条の2
治療費の公費負担を受けるために、治療開始前に3か月以内の胸部X線写真を添付して、保健所を経由して都道府県知事へ申請する。

結核患者入院届 (法) 53条

結核患者が入院した場合は、病院の管理者は7日以内に最寄りの保健所へ届け出なければならない。

結核患者退院届 (法) 53条

結核患者が退院した場合は、病院の管理者は7日以内に最寄りの保健所に届け出なければならない。

定期病状報告委託検診

発生登録票の作成 (法) 53条

入院勧告・措置 (法) 19条
意見を述べる機会の付与と通知書
就業制限 (法) 18条

入院医療費公費負担決定通知書
患者票・協議会の意見書
20条の入院勧告書

結核発生動向調査システム
全国の結核患者情報は厚生労働省へ送られ、分析・還元される

患者面接と家庭訪問 (法) 53条
・不安の軽減
・服薬の動機付けと療養支援
・接触者の把握

感染症の診査に関する協議会 (法) 24条
・入院勧告
・就業制限
・医療について診査
・一般患者に対する医療についての診査

家庭訪問
・患者の療養支援
・被感染者への化学予防の支援

管理検診 (法) 53条
年2回行い、治療終了後2年間は再発の有無を確認する。(保健所での健診は無料)

積極的疫学調査 (法) 15条
発生の予防、又は発生の状況、動向および原因を明らかにする必要があるときは調査できる。

保健所内症例検討会

接触者健康診断 (法) 17条
感染源の追求と被感染者の早期発見
患者家族・接触者に対して勧告書の発行
胸部線検査、QFT血液検査、ツベルクリン反応検査など。(保健所での健診は無料)